

議案第五十八号

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年九月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

(港区特別区税条例の一部改正)

第一条 港区特別区税条例(昭和三十九年港区条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「第二十三条第一項第十六号」を「第二十三条第一項第十七号」に改める。

第二十条の二第二項中「第三百十四条の七第二項」の下に「(法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

付則第二条の二中「延滞金の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を

加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合」に改める。

付則第二条の三中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削り、「第九項」を「第十項」に改める。

付則第三条の五の二第一項中「平成三十五年度」を「平成三十九年度」に、「平成二十五年」を「平成二十九年」に、「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項（同条第九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

付則第三条の六中「附則第五条の五第二項」の下に「（法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付則第十一条第三項中「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を「、第

三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」に改める。

付則第十三条第一項中「第二十三条第一項第十六号」を「第二十三条第一項第十七号」に改める。

付則第十五条の二の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第一項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第一項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、付則第十条、付則第十一条、付則第十一条の二又は付則第十二条の規定を適用する。

付則第十条第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一條の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
付則第十一条第三項	第三十一条第一項 第三十五条の二まで、第三十六条の二、第三十六条の五	第三十四条の三まで、第三十五条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
付則第十一条の二第一項	租税特別措置法第三十一条の三第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項
付則第十二条第一項	第三十五条第一項 同法第三十二条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項の規定により適用される場合を含む。） 租税特別措置法第三十二条第一項

付則第十五条の二第二項中「前項の規定は、同項」を「前二項の規定は、これら」に、「前項」を「、これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の六第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第二項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第四項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれれみなして、前項の規定により読み替えられた付則第十条、付則第十一条、付則第十一条の二又は付則第十二条の規定を適用する。

付則第十六条第一項中「附則第四十五条第三項」を「附則第四十五条第四項」に、「法附則第五条の四の二第五項」を「法附則第五条の四の二第六項（同条第九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第五条の四の二第五項」と、「」を「附則

第五条の四の二第六項」と、「に改め、同条第二項中「第十三条の二第一項から第五項」を「第十三条の二第一項から第六項」に、「附則第四十五条第四項」を「附則第四十五条第五項」に、「法附則第五条の四の二第五項」を「法附則第五条の四の二第六項（同条第九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第五条の四の二第五項」を「適用される法附則第五条の四の二第六項（法附則第四十五条第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

第二条 港区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第一項中「を当該年度の」の下に「初日の属する年の」を加え、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第三十四条の五第一項中「当該年度の前年度において第三十四条の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第三十一条第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の二分の一に相当する額」に改める。

付則第三条第四項中「又は第十四条の二第一項」を「、第十三条の二第一項又は第十四条

第一項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第十四条の二第一項」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額、付則第十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第十四条第一項」に改める。

付則第三条の二第四項中「又は第十四条の二第一項」を、「第十三条の二第一項又は第十四条第一項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第十四条の二第一項」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額、付則第十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第十四条第一項」に改める。

付則第三条の六中「又は付則第十四条の二第一項」を、「付則第十三条の二第一項又は付則第十四条第一項」に改める。

付則第七条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の区民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第十六条第四項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第一項」を「利子所得及び配当所得については、第十六条第一項」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第十六条の二の十一第三項で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課

税配当所得等」に改め、同条第二項中「区民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の区民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第十六条第四項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、区民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に、「第十六条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第三項第一号、第三号及び第四号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

付則第十三条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第一項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第十八条第六項」を「附則第十八条第五項」に改め、「当該区民税の所得割の納税義務者が法第二十三条第一項第十七号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第十六条第六項の規定により同条第五項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第二項第一号」を「次項第一号」に改め、同条第二項第一号、第三号及び第四号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

付則第十三条の二を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例）

第十三条の二 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第十六条第一項及び第二項並びに第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第十八条の二第五項に定めるところにより計算した金額（当該区民税の所得割の納税義務者が法第二十三条第一項第十七号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第十六条第六項の規定により同条第五項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第二項第一号の規定により読み替えて適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二項中「付則第十三条第一項」とあるのは「付則第十三条の二第一項」と、「

一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十一第六項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

付則第十三条の三から第十四条までを削る。

付則第十四条の二第二項中「付則第十四条の二第一項」を「付則第十四条第一項」に改め、同条を付則第十四条とする。

付則第十四条の三を削る。

付則第十四条の四第二項中「付則第十四条の四第一項」を「付則第十四条の二第一項」に改め、同条第五項第一号中「付則第十四条の四第三項」を「付則第十四条の二第三項」に改め、同項第二号中「付則第十四条の四第三項」を「付則第十四条の二第三項」に、「付則第十四条の四第四項」を「付則第十四条の二第四項」に改め、同項第三号中「付則第十四条の四第三項」を「付則第十四条の二第三項」に改め、「に係る」の下に「利子所得の金額又は」を加え、同項第四号中「付則第十四条の四第三項」を「付則第十四条の二第三項」に改め、同条第六項中「付則第十四条の四第三項」を「付則第十四条の二第三項」に改め、同条を付則第十四条の二とする。

付則第十四条の五を削る。

(港区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 港区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十二年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

付則第十三条の三の改正規定中「同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等」を「株式等」に改める。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 公布の日

二 第一条中港区特別区税条例第二十条の二の改正規定並びに同条例付則第二条の二、第二条の三、第三条の六、第十一条及び第十五条の二の改正規定並びに次条並びに付則第三条第一項及び第二項の規定 平成二十六年一月一日

三 第一条中港区特別区税条例付則第三条の五の二及び第十六条の改正規定並びに付則第三条第三項の規定 平成二十七年一月一日

四 第一条中港区特別区税条例第十六条の改正規定及び同条例付則第十三条の改正規定並びに付則第三条第四項の規定 平成二十八年一月一日

五 第二条中港区特別区税条例第三十四条の二及び第三十四条の五の改正規定並びに付則第三条第五項の規定 平成二十八年十月一日

六 第二条中港区特別区税条例付則第三条、第三条の二、第三条の六、第七条、第十三条及び第十三条の二の改正規定、同条例付則第十三条の三から第十四条までを削る改正規定、同条例付則第十四条の二の改正規定及び同条を付則第十四条とする改正規定、同条例付則第十四条の三を削る改正規定、同条例付則第十四条の四の改正規定及び同条を第十四条の二とする改正規定並びに同条例第十四条の五を削る改正規定並びに付則第三条第六項の規定 平成二十九年一月一日

（延滞金に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の港区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第二条の二の規定は、延滞金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（区民税に関する経過措置）

第三条 新条例付則第二条の三の規定は、平成二十六年以後の年度分の区民税について適用し、平成二十五年までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第十五条の二第二項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例付則第十六条の規定は、平成二十七年以後の年度分の区民税について適用し、平成二十六年までの区民税については、なお従前の例による。

4 平成二十八年一月一日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の第十二第七項に規定する割引債（同条第九項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第七項に規定する償還差益に対して課する区民税については、なお従前の例による。

5 新条例第三十四条の二及び第三十四条の五の規定は、平成二十八年十月一日以後の地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）第三百十七条の二第一項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る区民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収については、なお従前の例による。

6 新条例付則第三条の六、第七条及び第十三条から第十四条の二までの規定は、平成二十九年年度以後の年度分の区民税について適用し、平成二十八年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（説明）

地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。